

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（有価証券届出書等の記載の特例）</p> <p>第十一条 法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券に類するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券（以下「特定優先出資証券」という。）、新優先出資引受権証券及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項</p> <p>「イ」ト 略</p>	<p>（有価証券届出書等の記載の特例）</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ト 同上</p>

チ 投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいい、投資法人債管理補助者（同法第百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）若しくは投資法人債（同法第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）の管理会社、社債管理者（社債管理補助者を含む。以下同じ。）若しくは社債の管理会社、特定社債管理者（資産流動化法第百二十六条に規定する特定社債管理者をいい、特定社債管理補助者（資産流動化法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）若しくは特定社債（資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この条及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。）の名称（投資法人債管理補助者、社債管理補助者又は特定社債管理補助者にあつては、氏名又は名称）及びその住所

リ 「略」

「一の二〜一の四 略」

一の五 新優先出資引受権付特定社債券等につき、当該新優先出資引受権付特定社債券等に付与された権利（以下この号において「新優先出資引受権等」という。）の行使により取得される特定優先出資証券等（特定優先出資証券又は法第二条第一項第九号に掲げる株券（同項第十七号に掲げる有価証券であつてこれらの有価

チ 投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）若しくは投資法人債（同法第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者（資産流動化法第百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）若しくは特定社債（資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この条及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。）の名称及びその住所

リ 「同上」

「一の二〜一の四 同上」

一の五 「同上」

証券の性質を有するものを含む。)をいう。以下この号において「特定優先出資証券等」という。)の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

「イ」又 略」

ル 投資法人債管理者等の名称(投資法人債管理補助者、社債管理補助者又は特定社債管理補助者)にあっては、氏名又は名称)及びその住所

ヲ 「略」

「二・三 略」

(目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項)

第十四条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供される前号に規定する届出に係る事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるもの

「イ」又 同上」

ル 投資法人債管理者等の名称及びその住所

ヲ 「同上」

「二・三 同上」

(目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項)

第十四条の二 「同上」

一 「同上」

二 前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続(法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))の提出により当該手続を行った場合を含む。)を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又は

三
〔略〕

これらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することが出来るもの

三
〔同上〕

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】(2) _____
【本店の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【電話番号】 _____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3) _____
【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地) _____

[第一部～第四部 略]
(記載上の注意)
[(1)～(13-6) 略]
(14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社
a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。また、投資法人債管理補助者を設置する場合には、投資法人債管理補助者の氏名又は名称、住所及び投資法人債管理補助者である旨並びに委託の条件を記載すること。
[b・c 略]
[(15)～(7) 略]

第四号の四様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】(2) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(3) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【事務連絡者氏名】(4) _____
【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】(2) _____
【本店の所在の場所】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【電話番号】 _____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 _____
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3) _____
【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地) _____

[第一部～第四部 同左]
(記載上の注意)
[(1)～(13-6) 同左]
(14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社
a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社（以下この様式において「投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。
[b・c 同左]
[(15)～(7) 同左]

第四号の四様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年 月 日
【発行者名】 _____
【代表者の役職氏名】(2) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(3) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【事務連絡者氏名】(4) _____
【連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 _____
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券

券の形態及び金額】(5)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【略】

第2【外国新投資口予約権証券】

(1)【略】

(2)【外国新投資口予約権証券の形態等】(6)

[(3)~(17) 略]

[第3・第4 略]

[第二部~第四部 略]

(記載上の注意)

[(1)~(15) 略]

(15-2) 外国新投資口予約権の内容

【略】

[(16)~(40) 略]

(41) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

[(42)~(85) 略]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

券の形態及び金額】(5)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【同左】

第2【外国新投資口予約権証券】

(1)【同左】

(2)【外国投資口予約権証券の形態等】(6)

[(3)~(17) 同左]

[第3・第4 同左]

[第二部~第四部 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(15) 同左]

(15-2) 外国投資口予約権の内容

【同左】

[(16)~(40) 同左]

(41) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあつては、20計算期間)の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当(分配)が行われているときは、配当(分配)付及び配当(分配)落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

[(42)~(85) 同左]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国資産流

動化証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)】

[1～14 略]

15【(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社】(8-2)

[16～28 略]

[第2～第5 略]

[第二部・第三部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(8) 略]

(8-2) (特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社

(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社(以下(8-2)において「(特定)社債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件((特定)社債管理者等に支払う手数料等。以下(8-2)において同じ。)を記載すること。また、(特定)社債管理補助者を設置する場合には、(特定)社債管理補助者の氏名又は名称、住所及び(特定)社債管理補助者である旨並びに委託の条件を記載すること。

[(9)～(42) 略]

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)】

[1～14 同左]

15【(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社】

[16～28 同左]

[第2～第5 同左]

[第二部・第三部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(8) 同左]

[加える。]

[(9)～(42) 同左]

備考 第15 [] の記載は出題し得ない。